令和元年11月7日 情報公開・個人情報保護審議会資料 地域振興部生涯学習スポーツ課

新宿区立新宿スポーツセンターにおけるトレーニングルーム登録申込書の 盗難による個人情報の流出について

新宿区立新宿スポーツセンターにおいて使用していた「トレーニングルーム登録申込書」 について、盗難事件が発生し、個人情報が流出しましたので下記のとおり報告します。

記

## 1 盗難にあった資料

(1) 資料名

平成 28 年度·29 年度

「新宿区立新宿スポーツセンタートレーニングルーム登録申込書」別紙1のとおり ※原本のみで管理しており、写しや電子媒体等による保管はしていない。

(2) 件数

全登録件数 24,758 件のうち 1,348 件

※盗難にあった 1,348 件のうち、区民の方のポストに投函されていた分 522 件

(3) 記載されている個人情報

「住所」、「氏名」、「生年月日」、「電話番号」、「緊急連絡先(電話番号)」、 「保護者氏名・続柄(18 歳未満の場合)」

#### 2 発覚の経緯

9月20日・22日に区民から「トレーニングルーム登録申込書」が自宅ポストに投函されていると通報があった。

通報を受け、区から同センターを管理する新宿スポーツコミュニティ共同事業体(構成:日本管財(株)・株式会社東京アスレティッククラブ・ヒューマンアカデミー(株))に調査を指示し、区としても合わせて確認を行ったところ、同センター内で保管している平成28年4月1日から平成30年3月31日の間に受付をした「トレーニングルーム登録申込書」が梱包されていた段ボールが個人情報管理責任者の許可なく開封され、一部の登録申込書の綴りが無くなっていた。無くなっている綴りは、施錠される事務室内にはなく、館内からも発見できなかったため、9月25日に指定管理者から区へ盗難にあったとの報告があった。区でも現存している登録申込書の枚数を調査したところ、登録申込書の枚数が不足していることが認められたため、同日新宿警察署へ被害届を提出した。また、区民から回収した登録申込書476枚も捜査資料として提出した。

## 3 盗難発生後の対応

- (1)9月25日(水)に区が新宿警察署に盗難による被害届とともに捜査資料として登録申込書476枚を提出。
- (2) 9月26日(木)に区ホームページ、スポーツセンターホームページで公表。区として、本事件をプレスリリースした。(別紙2-1、2-2のとおり)間合せ件数: 9件(区民 4件、報道機関 5件)【令和元年10月27日現在】
- (3) 10月9日(水)に区民からの通報を受け、登録申込書46枚を回収し、警察署に 追加提出。
- (4) 10 月 28 日 (月) に区ホームページ、スポーツセンターホームページで公表。警察署から返却された登録申込書 476 枚に記載された登録申込者に、区と指定管理者から、それぞれお詫びと報告の文書を送付。(別紙 3-1、3-2 のとおり)間合せ件数: 9件(区民 6件、報道機関 3件)【令和元年 10 月 31 日現在】
- (5)盗難発生後、新宿スポーツセンター内の施錠管理ができる場所に保管していた登録申込書23,410枚については、11月1日に区に引き上げた。警察の対応状況を踏まえつつ、速やかに廃棄していく。

# 4 個人情報保護審議会への報告事項と登録申込書の管理状況等

- (1)個人情報保護審議会への報告(了承)事項、指定管理者による登録申込書の管理状況、区による個人情報保護対策の実施状況については、別紙4のとおりである。
- (2)本件盗難を発生させた主な要因は、①「センターの管理規定及び事務フローに違反し、事務室そのものは施錠できる状態にあるものの、指定管理者のスタッフであれば誰もが出入りできる状態で、15か月もの期間にわたり、ガムテープで梱包した段ボール箱で登録申込書を保管していたこと」、②「区として業務実施状況の確認については行うものの、個人情報の管理、保管状況の確認にあたっての立入調査など、十分に実施していなかったこと」、また、③「区と指定管理者との間で、使用しなくなった個人情報資料の取扱いについてのルールが確立されていなかったため、登録申込書を速やかに返却させなかったこと」である。

### 5 今後の対応

(1) トレーニングルーム登録申込者

現在、警察署に提出している 46 枚の登録申込書については、返却され次第、速やかに該当する方にお詫びとお知らせを行う。また、新たな登録申込書が回収された際にも、同様にお詫びとお知らせを行っていく。

#### (2) 指定管理者

ア 再発防止に向けて、指定管理者に次の取組みを行わせていく。

- ・外部専門講師による個人情報の取扱いに関する研修を実施し、共同事業体を構成する(株)東京アスレチッククラブの個人情報管理規定及び個人情報フローに基づく個人情報の管理・保護のルールを職員一人ひとりへ徹底させる。
- ・第三者機関による指定管理者の個人情報保護の仕組みの検証を実施。

- イ 区による取組として、次の取組を行っていく。
  - ・指定管理者が個人情報を収集する書類全件のリスト化の実施。
  - ・月例報告会の新宿スポーツセンターでの開催とそれに併せて個人情報の管理、保管 状況の区による点検の実施。
  - ・年度末及び指定管理終了時の個人情報の区への引上げの徹底。